平成２４年（フ）第２４７号
長野県中野市大字牛出502番地
債務者　有賀　寿人
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３５号
広島県福山市神辺町大字新湯野49番地２コーポ小野Ａ101、旧住所広島県福山市日吉台１丁目13番11号
債務者　立間　弘幸
1　決定年月日時　平成24年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１５７号
佐賀県伊万里市二里町八谷搦68番地19
債務者　小島えり子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１８５号
宮崎県日向市春原町１丁目52番地　プラムハイツ202号
債務者　田中　真弓
1　決定年月日時　平成24年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第３９号
山形県新庄市桧町３番地15
債務者　笠原　正敏
1　決定年月日時　平成24年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２４年（フ）第４３号
山形県新庄市仁間25番地、住民票上の住所山形県最上郡戸沢村大字角川1314番地
債務者　田中　瑞穂
1　決定年月日時　平成24年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２４年（フ）第１６００号
埼玉県上尾市弁財１丁目８番21号　サラスガーナＢ105
債務者　横山　　学
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７６９号
さいたま市岩槻区並木１丁目28番１―429号
債務者　加藤　幸恵
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７２号
石川県羽咋市柳橋町柳橋81番地３
債務者　河﨑　　清
1　決定年月日時　平成24年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第７３号
石川県羽咋市柳橋町柳橋81番地３
債務者　河﨑　明美
1　決定年月日時　平成24年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第７８号
石川県七尾市上野ヶ丘町10番地18、従前の住所石川県金沢市法島町21番９号
債務者　吉村　重次
1　決定年月日時　平成24年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第２２６号
長野市若里４丁目14番３号
債務者　関　　奈美（旧姓高倉）
1　決定年月日時　平成24年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２５０号
長野県安曇野市明科七貴7412番地２
債務者　望月　　広
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第３５７号
兵庫県伊丹市安堂寺町７丁目253番地・254番地、住民票上の住所兵庫県伊丹市南野北５丁目３番17―１号
債務者　瀧口　博子
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第６６０号
兵庫県西宮市若草町１丁目４番22―201号
債務者　松下　勝夫
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６６１号
兵庫県西宮市若草町１丁目４番22―201号
債務者　松下三枝子
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７４０号
兵庫県西宮市枝川町５番16―401号
債務者　岡　　秀樹
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７５０号
兵庫県西宮市樋之池町21番６―202号、前住所大阪市西成区花園南２丁目９番15―701号
債務者　福原久美子
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係